

15) 環境基本法に基づく環境基準の種類の指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき定められた大気汚染に係る環境基準は表4-2-13に示すとおりです。

大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない、とされており、これらの地域を除くすべての地域について適用されることとなるため、大気に係る環境基準は先の地域を除く調査区域全域に適用されます。

表 4-2-13 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
 3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 4. ダイオキシン類の基準値は、年間平均値とする。
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典: 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

(2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき定められた騒音に係る環境基準は、表4-2-14(1)～(3)に示すとおりです。

調査区域において騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめられた地域は、表4-2-15及び図4-2-9に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、A地域、B地域及びC地域があります。

表4-2-14(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」といいます。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

表4-2-14(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

表 4-2-14(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

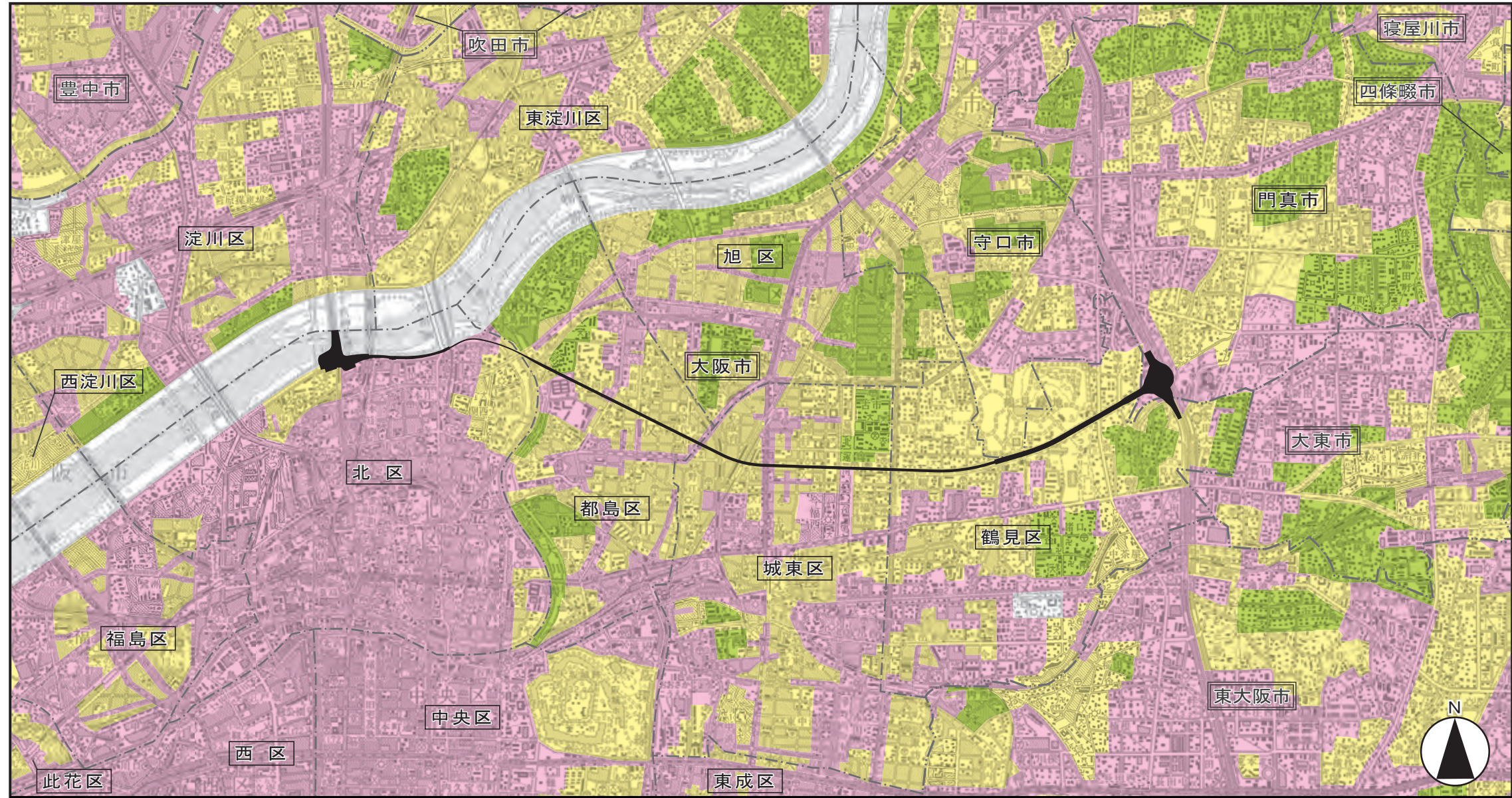
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。




出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 4-2-15 地域の類型の指定状況

地域の類型	該 当 地 域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

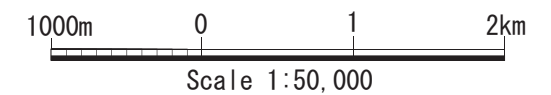
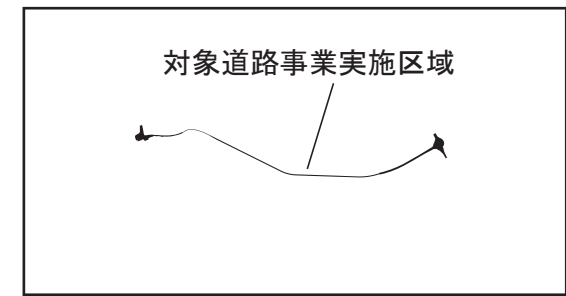
出典：平成22年10月1日大阪市告示第1124号
 平成24年3月30日守口市告示第84号
 平成24年3月30日門真市公告第2号
 平成24年3月30日大東市告示第157号
 平成22年10月1日東大阪市告示第121号
 平成24年4月1日寝屋川市告示第70号
 平成24年3月30日四條畷市公告第11号
 平成22年10月1日豊中市告示第274号
 平成24年3月30日吹田市告示第103号



凡 例	
記 号	名 称
	A地域
	B地域
	C地域

出典：平成22年10月1日大阪市告示第1124号
 平成24年3月30日守口市告示第84号
 平成24年3月30日門真市告示第2号
 平成24年3月30日大東市告示第157号
 平成22年10月1日東大阪市告示第121号
 平成24年4月1日寝屋川市告示第70号
 平成24年3月30日四條畷市告示第11号
 平成22年10月1日豊中市告示第274号
 平成24年3月30日吹田市告示第103号

大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）



図名

図4-2-9 騒音に係る環境基準の
類型指定地域図

(3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき定められた水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準(河川)は表4-2-16及び表4-2-17(1)～(2)に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき定められたダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準は表4-2-18に示すとおりです。

調査区域において公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型があてはめられた河川は表4-2-19及び図4-2-10に示すとおりであり、淀川がB類型及びC類型に、神崎川がB類型に、寝屋川水域がC類型及びD類型に、大川がB類型に指定されており、その他の河川はB類型もしくはC類型に指定されています。

対象道路事業実施区域には、B類型、C類型及びD類型に指定された河川があります。

なお、調査区域に類型があてはめられた湖沼は存在しません。

表 4-2-16 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注1) 全公共用水域に適用する。

注2) 達成期間は直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

注3) 測定方法は省略。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 4-2-17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川〔湖沼は除く。〕）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考1) 基準値は、日間平均値とする。

備考2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-17(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川〔湖沼は除く。〕）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-18 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2) 基準値は、年間平均値とする。

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

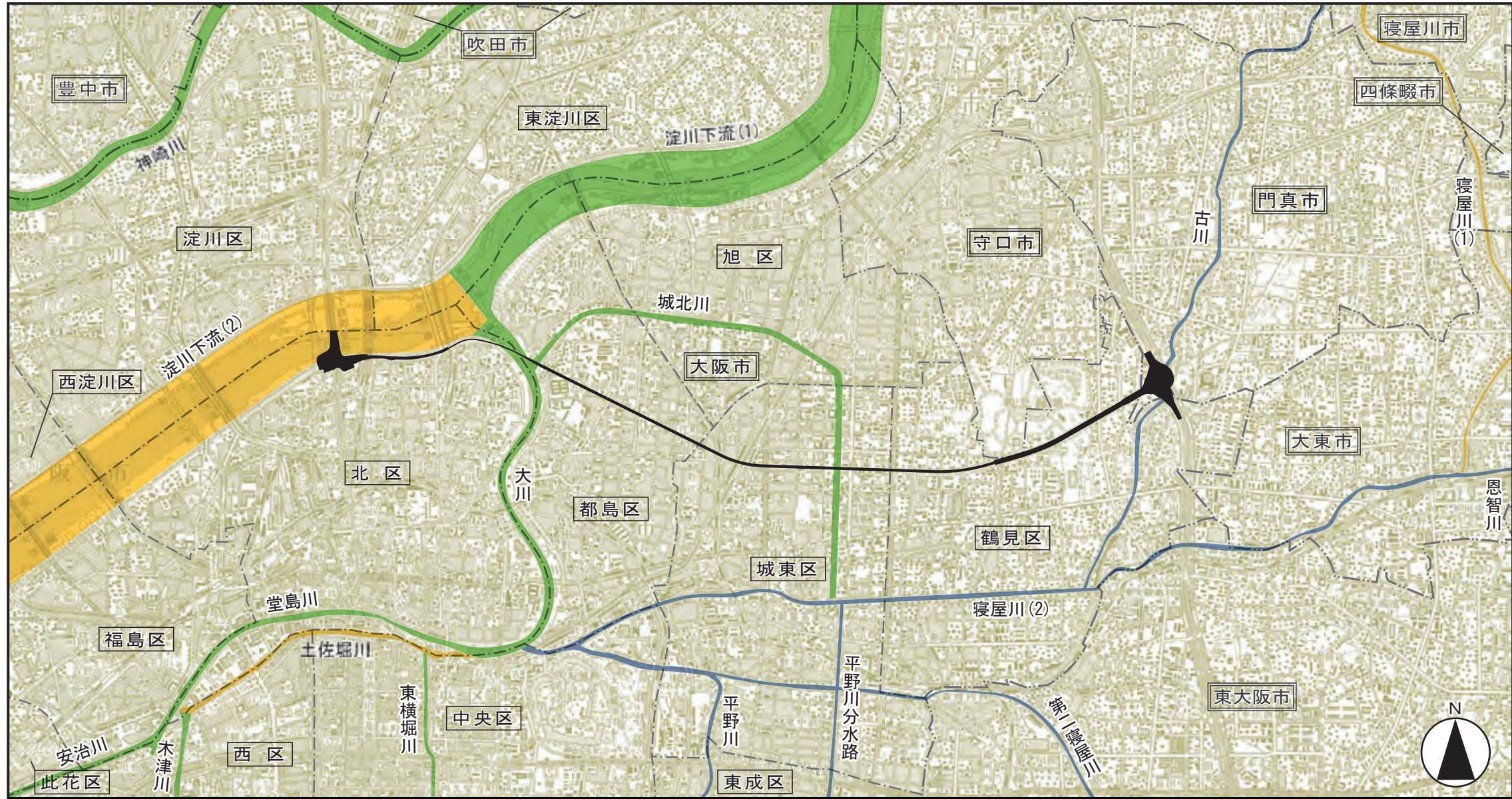
出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

表 4-2-19 河川の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

区分	河川名	範 囲	該 当 類 型	達 成 期 間	類型指定年月日
淀川水域	淀川下流(1)	京都府界から長柄堰まで	B	ハ	昭和 45 年 9 月 1 日
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B	ロ	昭和 45 年 9 月 1 日
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	C	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	D	ロ	
	恩智川	全 域	D	イ	
	古川	全 域	D	ロ	平成 4 年 2 月 26 日
	第二寝屋川	全 域	D	イ	昭和 50 年 10 月 8 日
	平野川分水路	全 域	D	イ	平成 4 年 2 月 26 日
	平野川	全 域	D	イ	昭和 50 年 10 月 8 日
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	B	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	堂島川	全 域	B	イ	
	土佐堀川	全 域	C	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	安治川	全 域	B	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	木津川	全 域	B	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	東横堀川	全 域	B	イ	平成 4 年 2 月 26 日

備考) 達成期間「イ」はただちに達成、「ロ」は5年以内で可及的すみやかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的すみやかに達成することを示す。

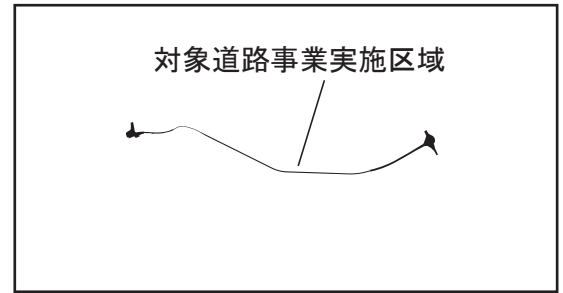
出典：エコギャラリーおおさかの環境ホームページ（大阪府）
水質環境基準水域類型の指定（昭和48年3月16日大阪府告示第390号）



凡 例	
記号	名称
	B類型
	C類型
	D類型

出典：平成25年度大阪府域河川等
水質調査結果報告書
(平成27年2月、大阪府)

区分	河川名	範囲	該当類型	水生生物保全
淀川水域	淀川下流(1)	京都府界から長柄堰まで	B	生物B
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C	生物B
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B	生物B
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	C	生物B
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	D	—
	恩智川	全域	D	—
	古川	全域	D	—
	第二寝屋川	全域	D	—
	平野川分水路	全域	D	—
	平野川	全域	D	—
大阪市内河川	大川	大川全域及び城北川全域	B	生物B
	堂島川	全域	B	生物B
	土佐堀川	全域	C	生物B
	安治川	全域	B	生物B
	木津川	全域	B	生物B
	東横堀川	全域	B	生物B



1000m 0 1 2km
Scale 1:50,000

図名 図4-2-10 水質汚濁に係る環境基準の
類型指定状況図

(4) 地下水の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき定められた地下水の汚染に係る環境基準は表4-2-20に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき定められたダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は表4-2-21に示すとおりです。

表4-2-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注) 測定方法は省略。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

表4-2-21 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2) 基準値は、年間平均値とする。

注) 水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

(5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき定められたダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準は、表 4-2-22 に示すとおりです。

表 4-2-22 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

備考) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき定められた土壌の汚染に係る環境基準は表 4-2-23 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき定められたダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表 4-2-24 に示すとおりです。

表 4-2-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

備考2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

備考3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注) 付表及び測定方法は省略。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

表 4-2-24 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合には、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注) 土壌の汚染に係る環境基準は廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

16) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定の状況

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第17条の規定により策定された「第9次 大阪地域公害防止計画」（平成24年、大阪府）があり、計画の期間は平成23年度から平成32年度まで、計画の目標は、大気汚染、水質汚濁、ダイオキシン類、騒音について環境基準を達成するよう努めることとなっています。

調査区域は、大阪地域公害防止計画を策定する地域の範囲（守口市を除く）に含まれています。

17) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の大きさの限度は表4-2-25(1)～(2)に示すとおりです。

調査区域における「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)に基づく区域の区分は、表4-2-26及び図4-2-11に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、a区域、b区域及びc区域があります。

表4-2-25(1) 自動車騒音の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考1) 車線とは、1縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考2) 昼間とは午前6時から午後10時までの間をいう。

備考3) 夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

備考4) a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事が定める区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、特例として次表に掲げるとおりとなります。

表 4-2-25(2) 自動車騒音の大きさの限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼 間	夜 間
75 デシベル	70 デシベル

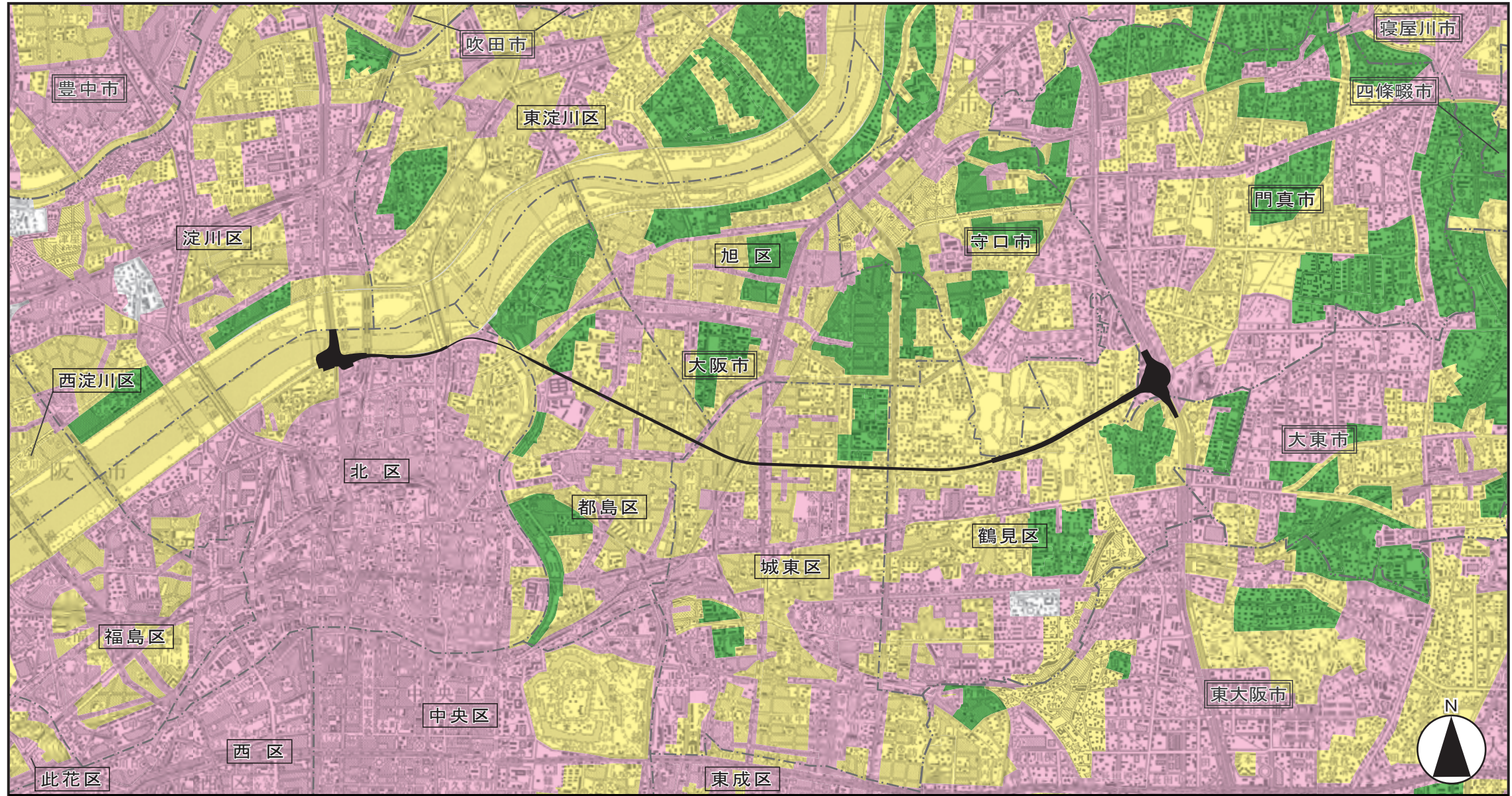
備考)「幹線交通を担う道路」とは道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び四車線以上の市町村道並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

出典:「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 4-2-26 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
a	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
c	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

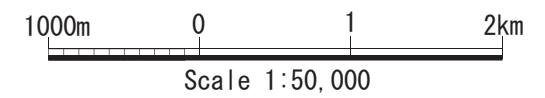
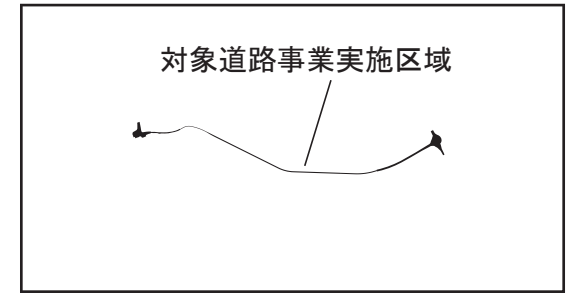
出典:平成12年3月24日大阪市告示第277号
 平成24年3月30日守口市告示第79号
 平成24年3月30日門真市公告第3号
 平成24年3月30日大東市告示第151号
 平成17年3月18日東大阪市告示第50号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第57号
 平成24年3月30日四條畷市公告第12号
 平成13年3月30日豊中市告示第69号
 平成13年3月30日吹田市公告第36号



凡 例	
記 号	名 称
	a区域
	b区域
	c区域

出典：平成12年3月24日大阪市告示第277号
 平成24年3月30日守口市告示第79号
 平成24年3月30日門真市公告第3号
 平成24年3月30日大東市告示第151号
 平成17年3月18日東大阪市告示第50号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第57号
 平成24年3月30日四條畷市公告第12号
 平成13年3月30日豊中市告示第69号
 平成13年3月30日吹田市公告第36号

大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）



図名

図4-2-11 騒音規制区域図

18) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表4-2-27に示すとおりです。

調査区域における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分は、表4-2-28及び図4-2-12に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一号区域及び第二号区域があります。

表4-2-27 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目	区域の区分	第一号区域	第二号区域
騒音レベル		特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと	
作業時間帯		午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間		1日10時間を超えないこと	1日14時間を超えないこと
作業期間		当該作業の場所において連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他の休日でないこと	

注)基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について法第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うにあたり、1日における作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

備考1) 区域の区分の第一号区域とは、騒音規制法第3条第1項の既定により指定された区域のうち都道府県知事又は騒音規制法施行令第4条第2項に規定する市の長が指定した指定地域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内

備考2) 区域の区分の第二号区域とは指定地域のうち前記に掲げる区域以外の区域である。

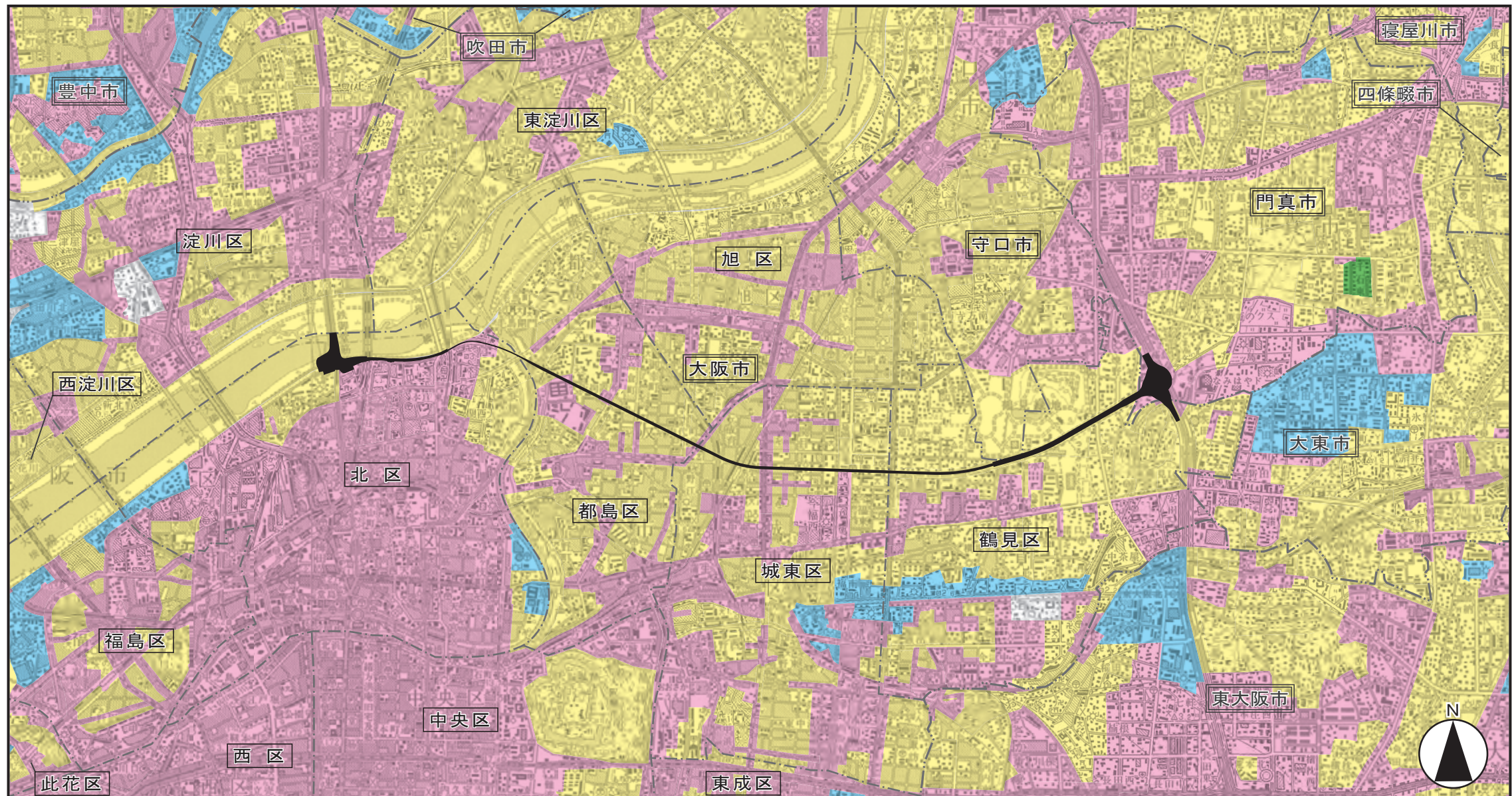
出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)





表 4-2-28 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
第一号区域イに該当する区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
第一号区域ロに該当する区域	都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
第一号区域ハに該当する区域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第一号区域ニに該当する区域	都市計画法第2章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域

注) 区域の区分のイ～ニは、表4-2-26備考に示すイ～ニに対応する。

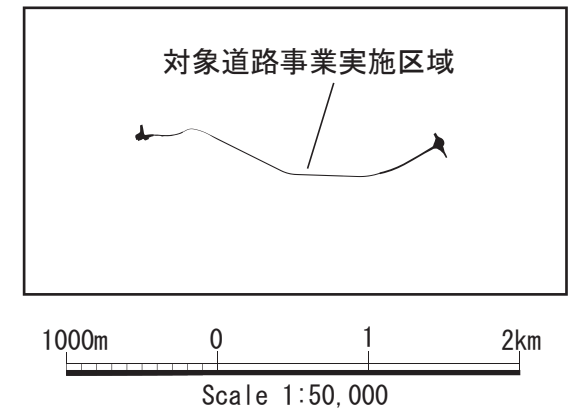
出典：昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第248号
 平成24年3月30日守口市告示第76号・第78号
 平成24年3月30日門真市告示第92号・第4号
 平成24年3月30日大東市告示第157号・第149号
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第51号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第54号・第56号
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第13号
 平成13年3月30日豊中市告示第66号・第68号
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第37号



凡 例	
記号	名称
	第一号区域イに該当する区域
	第一号区域ロに該当する区域
	第一号区域ハに該当する区域
	第二号区域に該当する区域 (ただし、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域は第一号区域ニに該当する)

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第248号
 平成24年3月30日守口市告示第76号・第78号
 平成24年3月30日門真市告示第92号・第4号
 平成24年3月30日大東市告示第157号・第149号
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第51号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第54号・第56号
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第13号
 平成13年3月30日豊中市告示第66号・第68号
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第37号
 大阪都市計画図(平成26年12月、大阪市)
 守口市都市計画図(平成26年4月、守口市ホームページ)
 東部大阪都市計画総括図(門真市)(平成26年4月、門真市)
 東部大阪都市計画総括図(大東市)(平成23年3月、大東市)
 東部大阪都市計画(東大阪市)都市計画図(平成26年8月、東大阪市)
 寝屋川市都市計画図(平成26年1月、寝屋川市)
 東部大阪都市計画総括図(四條畷市)(平成26年4月、四條畷市ホームページ)
 北部大阪都市計画図(豊中市)(平成26年4月、豊中市ホームページ)
 北部大阪都市計画図(吹田市)(平成25年8月、吹田市)



図名 図4-2-12 騒音規制法に基づく特定建設作業の騒音に係る区域の指定状況